

4江総経第2909号

令和5年3月2日

江東区総務部経理課

設計等委託受注者の皆様へ

「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

国は、令和4年度に実施した設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定、公表しました。

これを受け江東区は、技術者の適切な賃金水準が確保されるよう、令和5年3月1日以降に契約を締結する設計等委託のうち、「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）を用いて予定価格を積算した設計等委託について、受注者が、新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができる特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者の皆様におかれましては、この取組の趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合は、技術者の適切な賃金水準の確保や処遇改善に向け、より一層の対応をお願いします。

【問合せ先】

江東区総務部経理課契約係
電話：03-3647-9037（直通）

別紙

1 措置の概要

次の2に該当する設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ。）の受注者は、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための、契約金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取り扱い

令和5年3月1日以降に契約を締結する設計等委託のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う以前に支払手続済みの場合は対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次を表すものとする。

P新：新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定
価格

k：当初契約の落札率

(※令和5年2月28日以前に契約を締結した設計等委託は、対象外)

3 請求期限

契約を締結した日から2か月以内とする。

令和 年 月 日

江東区契約担当者 殿

所在地

受注者 名称

代表者

印

変更協議依頼書

次の設計等委託契約について、「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置による契約金額の変更協議を依頼します。

1 契約件名

2 契約番号

3 契約年月日